

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

令和 5 年 8 月
国土交通省土地政策審議官部門

1. 背景

今般、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 5 年法律第 58 号）において、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）が改正され、都道府県又は市町村が住民基本台帳ネットワークシステム^{*1}（以下「住基ネット」という。）を用いて地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）又は都道府県知事の保存する本人確認情報を利用することができる事務として、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成 30 年法律第 49 号。以下「所有者不明土地法」という。）に基づき地域福利増進事業^{*2}を所有者不明土地において実施しようとする場合の土地所有者等の探索（不動産登記簿等の活用等によっても判明しない場合）等が追加されることとなった。

また、所有者不明土地法に基づく地域福利増進事業等の実施のためには、所有者不明土地法に定める裁定申請書等を都道府県知事又は市町村長に提出して裁定の申請等を行わなければならない。当該裁定申請書等には、記載された氏名・住所等の真正性の確認等のため、申請等を行う者が個人の場合には住民票の写しを添付するものとされているところ。今般の改正により、申請等をされた都道府県知事又は市町村長が住基ネットの本人確認情報を利用することで、住民票の写しの添付を省略することが可能となる。

これに伴い、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則（平成 30 年国土交通省令第 83 号。以下「施行規則」という。）について、所要の改正を行うこととする。

- * 1 住民基本台帳ネットワークシステム 住民の利便性の向上と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、居住関係を公証する住民基本台帳（氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を編成したもの）をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステムとして構築したもの。
- * 2 地域福利増進事業 所有者不明土地法第 2 条第 3 項に規定される、所有者不明土地において地域住民その他の者の共同の福祉又は利便の増進を図るために行われる事業。

2. 改正の概要

施行規則に規定される以下の場合における住民票の写しの提出を不要とする。

- ・所有者不明土地法第 6 条の測量又は調査のための特定所有者不明土地等への立ち入りの許可の申請（施行規則第 4 条第 2 項）
- ・所有者不明土地法第 7 条第 1 項の測量又は調査のための特定所有者不明土地等の障害物の伐採又は除去の許可の申請（施行規則第 5 条第 2 項）
- ・所有者不明土地法第 10 条第 1 項の特定所有者不明土地の使用権等の取得及び第 19 条第 1 項の土地等使用権の存続期間の延長の裁定の申請（施行規則第 19 条）
- ・所有者不明土地法第 22 条第 1 項の特定所有者不明土地の土地使用権等の譲渡の承認の申請（施行規則第 29 条第 2 項）
- ・所有者不明土地法第 27 条第 1 項、第 37 条第 1 項の収用適格事業及び都市計画事業のための特定所有者不明土地の収用又は使用裁定の申請（施行規則第 39 条第 1 項）

- ・所有者不明土地法第43条第2項の地域福利増進事業等の準備のための土地所有者等
関連情報の提供の請求（施行規則第55条第2項、第56条第3項）

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和5年9月中旬
施 行：令和5年9月16日